

## 随時改定の年間平均による 保険者算定について

共済だより平成30年9月号『随時改定の新たな保険者算定について ～年間平均による保険者算定が可能となります～』の記事において、随時改定の年間平均による保険者算定は、昇給（降給）による随時改定を対象としており、通勤手当等の増加等による固定的給与の変動を契機とした随時改定については適用されない旨お知らせしたところがあります。

しかしながら、昇給（降給）の場合に限らず、給与改定や諸手当などの固定的給与の変動を契機とした随時改定であっても、例年発生している繁忙期と重なる場合においては、随時改定の年間平均による保険者算定が可能となりますのでお知らせいたします。

問い合わせ先

担当：保健課 鶴田・河野

電話：055-232-7311

F A X：055-235-6450